

所得税・復興特別所得税の確定申告がはじまります

～確定申告は自分で作成してお早めに～

平成30年分の確定申告が2月18日（月）から下記会場で始まります。期限間近になりますと、大変混雑し、長時間お待ちいただくこともあります。申告書はできるだけ自分で作成し、早めに提出してください。

■申告日時・会場

会場	期間	受付時間
名寄税務署	2月18日（月）～3月15日（金）	午前9時～午後5時
町民センター1階 子供会室	2月18日（月）～3月14日（木）	午前9時～11時 午後1時～4時

※申告書は、国税庁HP【www.nta.go.jp】の確定申告書等作成コーナーで作成することができます。

税金が戻る方

- ・家屋を住宅借入金等で新築、購入又は増改築等をした場合
- ・多額の医療費を払った場合 など

確定申告が必要な方

- ・給与収入金額が2,000万円を超える方
- ・2箇所以上から給与を受けている方
- ・事業所得、不動産所得などがある方
- ・年末調整をしていない方

要介護認定を受けている方

- ・介護保険法の要介護認定により障害者控除の対象となる場合があります。新たに控除を受けるためには認定書を申告会場にお持ちください。
担当：保健福祉課介護保険係（32-2000）

申告に持参するもの

- ・印鑑
- ・「確定申告書」又は「確定申告のお知らせ」
- ・収入や経費を証明できる書類（源泉徴収票、収入内訳書）
- ・各控除証明書（生命保険料、地震保険料、国民年金保険料等）
- ・医療費控除の明細書（平成30年中に支払ったもの）
- ・個人番号がわかるもの
- 還付申告：通帳（預金口座がわかるもの）
- 納付申告：口座使用印鑑（新規口座振替をする場合）

個人番号（マイナンバー）が必要です

- ・確定申告書を提出する際に、申告者ご本人の番号確認や本人確認が必要になります
- ・控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの個人番号も必要になります（本人確認不要）

◇個人番号カードをお持ちの方

- 個人番号カードをお持ちください

◇個人番号カードをお持ちではない方

- 番号確認及び身元確認ができる書類をお持ちください



以下の誤りにご注意ください

- ◆一時所得の申告漏れ・生命保険の満期などを確認してください
- ◆医療費控除の計算誤り・インフルエンザの予防接種費用など控除の対象にならないものもあります。
- ◆配偶者特別控除の適用誤り・年末調整から配偶者の所得が変更になった場合など注意してください

医療費控除を受ける方

医療費控除とセルフメディケーション控除のどちらかを選ぶかたちになります。

- ・対象期間：平成30年1月1日から平成30年12月31日に支払った医療費
- ・対象者：本人や生計を一にするご家族

～医療費控除～

対象となるもの：医師または歯科医師による診療または治療の対価 など



◆医療費控除額の出し方

$$\text{医療費控除額} = \text{支払った医療費の合計額} - \text{保険金などで補てんされる金額}^{\ast 1} - 10\text{万円}^{\ast 2}$$

(限度額200万円)

※1 高額療養費、高額介護合算療養費や生命保険契約などで支給される入院給付金など

※2 合計所得金額が200万円未満の人は合計所得の5%の金額

～セルフメディケーション控除～

対象となるもの：配置薬またはドラッグストア等で買った一般用医薬品の中で、対象となっている医薬品代（対象の医薬品を買ったレシートに目印がついています）

必要書類：以下のいずれか1つ（領収書は原本。結果通知表は写しでも可）

- ・インフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種の領収書
- ・がん検診の領収書または結果通知表
- ・職場で受けた健診の結果通知表
- ・特定健診の結果通知表
- ・人間ドックの領収書または結果通知表

◆セルフメディケーション控除の出し方

$$\text{セルフメディケーション控除額} = \text{医薬品の購入金額} - 12,000\text{円}$$

(限度額88,000円)

※控除を受ける際は「医療費の明細書」を作成し、添付します。用紙は役場住民課に用意してありますので、ご記入のうえ、確定申告当日にご持参ください。

■変更点：配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が右記の表のとおり改正され、合計所得金額が1,000万円をこえる所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額38万円超123万円以下と改正されました。

確定申告に関する問い合わせは、役場住民課税務係（電話32-2422）または名寄税務署（電話01654-2-2157）までご相談ください。

		所得者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
	123万円超	0円	0円	0円